

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公開番号】特開2014-14890(P2014-14890A)

【公開日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-005

【出願番号】特願2012-153125(P2012-153125)

【国際特許分類】

B 25 F 5/00 (2006.01)

【F I】

B 25 F 5/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月27日(2015.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

背負式電源と電動工具を接続するアダプタであって、
前記背負式電源と接続される電源ケーブルと、
前記電動工具と接続される接続部と、
を備え、

前記接続部は、前記電源ケーブルが延出する方向と異なる方向へスライドすることにより、前記電動工具に対して着脱されることを特徴とするアダプタ。

【請求項2】

前記接続部は、前記電源ケーブルが延出する方向と直交する方向へスライドすることにより、前記電動工具に対して着脱されることを特徴とする請求項1に記載のアダプタ。

【請求項3】

前記接続部を有する着脱面と、着脱面と反対側の対向面とを有し、
前記電源ケーブルは、前記対向面に設けられたことを特徴とする請求項1又は2に記載のアダプタ。

【請求項4】

前記電源ケーブルは、前記背負式電源と前記接続部との間に、少なくとも一つのケーブル着脱部を有し、

前記ケーブル着脱部により前記背負式電源と分離可能であることを特徴とする請求項1乃至3の何れか1項記載のアダプタ。

【請求項5】

前記対向面は、前記電源ケーブルとの接続部を有し、前記接続部により前記電源ケーブルを着脱可能としたことを特徴とする請求項3または請求項4に記載のアダプタ。